

キレイな商品写真を撮りませんか？

あおり産品

官材写真

撮影支援事業



募集者数

20 者



自慢のあおり産品をもっと販売・PRしたいけど、官材に使える写真がない…
そんな時に、自慢のあおり産品をプロのカメラマンが撮影してくれます！

第1回

募集時期

6月14日まで

撮影期間

6月～7月

募集件数

6者

第2回

募集時期

7月～7月末

撮影期間

8月～9月

募集件数

8者

第3回

募集時期

9月～9月末

撮影期間

10月～11月

募集件数

6者

▶▶ 事業概要は裏面にございます。

【お問い合わせ】

青森市農林水産部あおり産品支援課 TEL : 0172-26-6102 FAX:0172-62-8125

〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1 MAIL:aomori-sanpin@city.aomori.aomori.jp

概要目的

プロカメラマンに自身のおもり産品やその加工品を宣材用写真として撮影してもらい、商品パッケージに活用することで、自身の生産物や加工品の販路開拓につなげていく生産者及び事業者を支援します。

※「おもり産品」…青森市内の地域資源を活用して生産された農水産物

対象者

- ①おもり産品の生産者又は生産者団体
- ②おもり産品を活用して加工品等を製造する事業者

参加条件

- ①青森市内に住所を有する又は市内に主たる事業所を有すること。
- ②撮影対象がおもり産品又はおもり産品を活用して製造された農水産加工品（工芸品を除く。）であること。

※青森市以外で生産した農水産品は不可

- ③撮影した写真を令和7年2月末までに商品の販路開拓に活用すること。

例…PR用品製作、ECサイトへの掲載、SNSによる情報発信等



撮影料金

原則無料

※上記以外に経費が発生する場合は申込者負担となります。

※カメラマンによる撮影及び写真データ編集・修正に係る経費については申込者の負担はありません。

実施の流れ



①申込



おもり産品販売促進協議会ホームページ（右記QRコード）より申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、メール、郵送、FAXにて事務局へ送付してください。



②申込内容の審査



申込内容（撮影する品目や写真の活用計画）をもとに選定基準により審査し、選定・非選定の通知が事務局より送付されます。

選定基準① おもり産品のPRという本事業のコンセプトにあった品目となっているか。

選定基準② 撮影した写真の活用予定が、おもり産品のセールスポイントに繋がっているか。

選定基準③ 撮影した写真の活用予定が、自身の商品の販路拡大や所得向上に繋がっているか。

③撮影実施



選定された場合、事務局を通してカメラマンと日程調整や撮影に関する具体的な完成イメージ等について聞き取りを行います。（事務局より両者に調整の連絡を行います。）

④宣材への活用



撮影写真を用いて自身の商品の販路開拓に活用してください。（※令和7年2月末まで）

⑤活用後の実績提出



実績報告様式に必要事項を記入し、活用時の写真等を添付して事務局へ提出してください。（※令和7年2月末）

⑥事業完了



各種詳細については
上記（おもり産品販売促進協議会HP）に掲載の
「おもり産品宣材写真撮影事業募集要項」
をご確認ください！